

(公印省略)
住第801-8号
令和7年3月26日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 茂木 好文

群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正等について（通知）

平素より、群馬県の不動産行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第238号）」及び「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第70号）が令和6年6月28日に公布され、令和7年4月1日から施行されるに伴い、群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例及び群馬県宅地建物取引業法施行細則及び群馬県宅地建物取引業者及び群馬県積立式宅地建物販売業者の名簿等閲覧規則の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

記

1 主な改正内容

(1) 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例

宅地建物取引業者免許の電子申請による免許手数料を26,500円とする規定を新規追加

(2) 群馬県宅地建物取引業法施行細則の主な改正内容

宅地建物取引業免許にかかる申請等を土木事務所経由と規定しているところ、電子申請はこの限りでない旨の規定を追加

(3) 群馬県宅地建物取引業者及び群馬県積立式宅地建物販売業者の名簿等閲覧規則の主な改正内容

電子閲覧の開始に伴い、窓口における業者名簿等の閲覧時間及び定休日の変更

2 施行日

令和7年4月1日（群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部規定については、令和7年3月28日施行）

担当：住宅政策課宅建業係
電話：027-226-3525